

## 清瀬市と西武鉄道株式会社との地域活性化包括連携協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力し、それぞれの資源やノウハウを有効に活用した協働によるまちづくりを推進することにより、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上を図り、持続可能な地域社会形成に寄与し、相互の発展に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) シティプロモーションに関すること
- (2) シビックプライドの醸成に関すること
- (3) 地域や暮らしの安全・安心に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関すること
- (5) 健康・スポーツに関すること
- (6) 地域産業の振興に関すること
- (7) SDGs の推進に関すること
- (8) その他、両者が協議し必要と認めること

### （個別の協議）

第3条 甲、乙は、前条に掲げる個別の案件を協働により推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要な事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

### （期間）

第4条 この協定の期間は、本協定締結の日から令和10年3月31日までとする。なお、期間終了後の連携協力については、甲、乙にて別途協議するものとする。ただし、甲又は乙のいずれかから書面による本協定の解除の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協定内容の変更）

第5条 甲、乙は、そのいずれかからこの協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。

### （協定の解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の解除を行うものとする。

### （反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（3）その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

### （守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定外事項等の協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月8日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市

市長

西武鉄道株式会社  
取締役社長

乙 埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番地の1

西武鉄道株式会社

取締役社長

小川周一郎